

豊田工業高等専門学校部及び同好会に関する細則

制 定 昭和42年4月1日

最終改正 平成27年4月1日

第1条 学生会に部及び同好会を置き、文化部門又は体育部門のいずれかに所属するものとする。文化部門及び体育部門に所属する部及び同好会の名称については、別に定める。

第2条 学生会員は原則として、いずれかの部又は同好会に所属する。

2 部及び同好会は次に掲げる通り、年間で1回以上活動を展示、披露する場を設けることとする。

- 一 体育部門の部及び同好会は高専体育大会又は高校生大会への出場。
- 二 文化部門の部及び同好会は学校行事、コンクール又は大会等での活動の展示、披露。
- 三 本校の部及び同好会の活動の展示、披露として十分であると認められるもの。

第3条 各部及び同好会は、毎年定められた期日までに部員名簿を部長教員を経て学生主事に提出する。ただし、定められた期日を過ぎてから入・退部する者は、部長教員の許可を得なければならない。

第4条 予算要求は、部長教員の承認を経て会長に提出する。

第5条 部長教員は、部又は同好会を代表し、その活動を総括指導する。

2 副部長教員は、部長教員を補佐し、必要あるときは、部長教員の任務を代行する。

第6条 各部及び同好会にキャプテン、副キャプテン及びマネージャーを最低各1名置く。

2 キャプテン、副キャプテン及びマネージャーは、部員の互選により選出する。

3 キャプテンは、部及び同好会の活動の中心となる。

第7条 部長教員会議は、文化部門及び体育部門の部長教員で構成し、部及び同好会相互の連絡調整その他必要事項を協議する。

第8条 キャプテン・マネージャー会（以下、「CM会」という。）は、すべての部及び同好会のキャプテン及びマネージャーの代表で構成し、学生委員会の指導・監督の下に執行部が運営する。

2 すべての部及び同好会のキャプテン及びマネージャーの代表は、CM会に出席しなければならない。

3 キャプテン及びマネージャーの代表がCM会へ出席できない場合は部員から代理を立てることができる。

第9条 部及び同好会の新設・改廃は、次の機関の承認を得なければならない。

- 一 部長教員（予定者を含む。）
- 二 学生総会
- 三 学生委員会
- 四 教員会議
- 五 校長

第10条 評議員会は、部及び同好会が次のいずれかに該当する場合、降格・廃止案について審議しなければならない。

- 一 部員数が少なく、部及び同好会として活動が困難であると認められる場合
- 二 年間活動日数が著しく少なく又は活動実態がないと認められる場合
- 三 CM会への出席状況が良くないと認められる場合
- 四 活動内容が部及び同好会として不十分であると認められる場合

2 評議員会は、次のいずれかの要求がある場合、降格・廃止案について審議しなければならない。

- 一 学生会執行部の要求
- 二 CM会会員の3分の2以上の要求
- 三 全学生の10分の1以上の要求
- 四 評議員の3分の1以上の要求

3 会長は、第1項及び第2項により降格・廃止案が評議員会において承認された場合、学生総会に付議しなければならない。

第11条 評議員会は、次のいずれかの要求がある場合、同好会の新設・昇格案について審議しなければならない。

- 一 学生会執行部の要求
- 二 CM会会員の3分の2以上の要求
- 三 全学生の10分の1以上の要求
- 四 評議員の3分の1以上の要求

2 会長は、第1項により新設・昇格案が評議員会において承認された場合、学生総会に付議しなければならない。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和53年11月29日から施行する。

附 則

この細則は、昭和55年5月14日から施行する。

附 則

この細則は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則

この細則は、昭和56年5月13日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年5月11日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年12月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成2年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成3年6月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年5月12日から施行し、平成5年4月21日から適用する。

附 則

この細則は、平成8年1月10日から施行し、平成7年12月13日から適用する。

附 則

この細則は、平成9年1月8日から施行し、平成8年12月11日から適用する。

附 則

この細則は、平成10年1月12日から施行し、平成9年12月10日から適用する。

附 則

この細則は、平成10年7月8日から施行し、平成10年5月13日から適用する。

附 則

この細則は、平成12年12月6日から施行し、平成12年11月15日から適用する。

附 則

この細則は、平成15年12月15日から施行し、平成15年11月12日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月21日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年12月15日から施行し、平成16年11月10日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年2月3日から施行し、平成17年11月16日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年11月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。